

別表1 個人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
地球温暖化問題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 国又は地方公共団体の策定する地球温暖化防止計画の策定業務に従事した者 (3) 行政職員として地球温暖化問題に係る業務に通算5年を超える期間従事した者 (4) 環境省の環境カウンセラーの資格を有する者 (5) 技術士（資源工学部門、衛生工学部門、農業部門、林業部門、水産部門、応用理学部門又は環境部門）の資格を有する者 (6) 気象予報士の資格を有する者 (7) 地球温暖化問題に関する活動（別表2 法人の知見を判断する基準における地球温暖化問題の登録基準を満たす法人等での活動とする。）に主として、5年以上従事した者 (8) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めた者
オゾン層破壊問題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 行政職員としてオゾン層破壊問題に係る業務に通算5年を超える期間従事した者 (3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有する者 (4) 技術士（衛生工学部門、応用理学部門又は環境部門）の資格を有する者 (5) 冷媒回収推進・技術センターが認めるフロン回収技術に関するインストラクターである者 (6) 空気調和機器、冷凍冷蔵機器の設計等の業務に主として5年以上従事した者 (7) フロン類の回収機器または破壊施設の設計業務等に主として5年以上従事した者 (8) 気象予報士の資格を有する者 (9) オゾン層保護問題に関する活動（別表2 法人の知見を判断する基準におけるオゾン層破壊問題の登録基準を満たす法人等での活動とする。）に主として、5年以上従事した者 (10) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めた者
酸性雨問題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 行政職員として地球温暖化問題に係る業務に通算5年を超える期間従事した者 (3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有する者 (4) 技術士（衛生工学部門、応用理学部門又は環境部門）の資格を有する者 (5) 気象予報士の資格を有する者 (6) 酸性雨問題に関する活動（別表2 法人の知見を判断する基準における酸

	<p>性雨問題の登録基準を満たす法人等での活動とする。)に主として、5年以上 従事した者</p> <p>(7) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めた者</p>
エネルギー 問題	<p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 行政職員としてエネルギーに係る業務に通算5年を超える期間従事した者</p> <p>(3) 技術士(建設部門、電気・電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部 門)の資格を有する者</p> <p>(4) エネルギー管理士の資格を有する者</p> <p>(5) 一級建築士の資格を有する者</p> <p>(6) 一級建築施工管理技士の資格を有する者</p> <p>(7) 一級電気工事施工管理技士の資格を有する者</p> <p>(8) 一級管工事施工管理技士の資格を有する者</p> <p>(9) 建築設備士の資格を有する者</p> <p>(10) エネルギー消費機器の設計等に主として5年以上従事した者</p> <p>(11) エネルギー問題に関する活動(別表2 法人の知見を判断する基準におけ るエネルギー問題の登録基準を満たす法人等での活動とする。)に主として、 5年以上従事した者</p> <p>(12) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めた者</p>
環境史	<p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 地球環境部門、地域環境部門及び自然環境部門のいずれか一以上に係る業 務又は活動に通算5年を超える期間従事し、かつ従事し始めた日から25年以 上経過した者</p> <p>(3) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めた者</p>

別表2 法人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
地球温暖化問題	<p>(1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条に基づき予報業務の許可を受けたもの</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者</p> <p>(3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項第2号に規定する一般ガス事業者</p> <p>(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条に規定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター及び第26条に規定する地球温暖化対策協議会であって、市長が認めるもの</p> <p>(5) 営利を目的としないものであって、地球温暖化問題に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの</p> <p>(6) その他市長が認めるもの</p>
オゾン層破壊問題	<p>(1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条に基づき予報業務の許可を受けたもの</p> <p>(2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第25条に基づきフロン類破壊業者の許可を受けたもの</p> <p>(3) 営利を目的としないものであって、オゾン層破壊問題に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの</p> <p>(4) その他市長が認めるもの</p>
酸性雨問題	<p>(1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条に基づき予報業務の許可を受けたもの</p> <p>(2) 営利を目的としないものであって、酸性雨問題に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの</p> <p>(3) その他市長が認めるもの</p>
エネルギー問題	<p>(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者</p> <p>(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項第2号に規定する一般ガス事業者</p> <p>(3) 営利を目的としないものであって、エネルギー問題に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの</p> <p>(4) その他市長が認めるもの</p>